

主 文

原判決を破棄する。
被告人兩名を各懲役三年に処する。
但し被告人兩名に対し本裁判確定の日から各五年間右刑の執行を猶予する。

理 由

本件控訴の趣意並びにこれに対する答弁はそれぞれ浦和地方検察庁熊谷文部検察官猪狩良彦作成名義の控訴趣意書並びに弁護人柳沢己郎作成名義の答弁書に記載されたとおりであるから、これをここに引用する。

控訴趣意第一点について。
原判決は被告人兩名の所為を業務上過失致死罪に問うたのに対し論旨はこれが傷害致死罪を構成する旨主張するの考察するの、傷害致死の罪は傷害の罪の結果的責任として成立するも傷害の認識あるを要せしめ、その犯意の成立には暴行の認識あるをもつて足り、必ずしも傷害の認識あるを要しないのであるか、しかも一般に犯意ありとするには行為の違法性の認識あることを必要としないのであるか、より、検察官所論の如き違法性認識の可能性あることを必要としないのであるか、ら、いやしくも他人の身体に暴行（違法な有形力）を加える認識の必要もないのであろうか、為に出で、因つてこれを死に致した場合には、たとえ犯人が錯誤によりその行為をなすに法律上許されたものと信じていたとしても傷害致死罪の成立を免れられない。なほ患者の身体に有形力を行使しまたは傷害を加えること、すなわち、いわゆる治療行為は、その性質上、刑法にいわゆる暴行もしくは傷害に該当しないか、または違法性がないものとして罪とならないことは答弁書所論のとおりであるが、同じく疾病治療の目的に出でたとしても、客観的には暴行ないし傷害に該当する違法な有形力を、主観的には疾病治療のため有効且つ適切な治療行為であると誤信してこれを患者の身体に加えた場合の如きはこれと異なり、行為者は暴行ないし傷害に該当する外形的事実あると認識しながら、ただ錯誤によりこれが評価を誤りこれを適法な治療行為であると信じたため、行為の違法性の認識を欠いて行動したに過ぎないのであつて、事実の認識を欠いたのではないから、暴行ないし傷害の犯意ありとするに妨げはならない。これを本件について見るのに、記録によれば、被告人兩名はいずれも肩書の職業に従事する傍ら、要旨日蓮宗の信仰を通じ病氣平癒のため加持祈禱を行うこととを業としていたものであるところ、Aの妻B（当時三十六年）が原因不明の病氣のため身体衰弱し精神に異状を呈して不可解な言動をなすに至つたため右Aの依頼により兩名共同してBの病氣平癒のため加持祈禱を行うに当り、その方法としてAのほか三名の男子の協力のもとに、同女を仰臥せしめ、その両手、両足を押さえた上原判示の如き経過により数名交々、且つ長時間継続して各自手拳または手指をもつて同女の腹部、胸部、咽喉部等に強圧または強扼を加え、因つて同女をして甲状軟骨骨折のほか、頸部、腹部、上下肢等全身各所に無数の表皮剥脱皮下出血等の損傷を負わせ且つ呼吸困難に陥らしめ遂に頸部加圧による窒息のため死亡するに至らしめたものであることを認めることができ、このように屈強の男子数名が協力して病氣のため身体衰弱した女性の身体の重要部分に対し同時に且つ長時間継続して強圧または強拒を加えるが如きは患者の健康増進ないしは疾病治療のため有効な手段方法であるどころか、却つてその生理的機能を障害し、病勢を悪化せしめ、延いてはこれを死に致す危険のある有害無益な行為であり、到底医学上一般に承認せられた治療行為と同一視するを得ない違法な有形力の行使であつてこれが刑法上暴行に該当するものであることは、因つて生じた患者の身体傷害ないし死亡の結果に見るまでもなく検察官所論のとおりである。しかも、被告人兩名の司法警察員及び検察官に対する各供述調書、原審公判調書中被告人兩名の供述記載、A、C、D及びEの検察官に対する各供述調書を総合すれば被告人兩名は、その居住、地方面に広く行われている迷信により前記Bの氣はその体内にいわゆる「オオサキ狐」が憑いているためであり同女の腹部に玉のような塊りのあるのがその憑物であつて、同女の病氣を治癒するためには加持祈禱によりこれを体内から追い出すこと俗にいわゆる「狐落とし」が必要であるがそれには祈禱をしながら叙上のような有形力を加えてこれを体外から捉え腹部から胸部に押し上げ更に咽喉部に追い詰め捻り潰して退散させなければならぬのであり、この方法は長期に亘る病氣のため身体の衰弱している患者Bの身体に対し異常に強度な力を加えるやり方であるから同女に身体傷害ないし致死の結果を招来する危険がないわけではないけれども、同女の憑物を退散させるた

判決する。
(裁判長判事 三宅富士郎 判事 河原徳治 判事 遠藤吉彦)